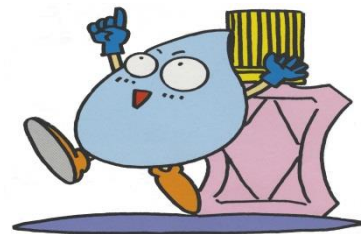


# アルコール使用の手引きポイント

## ～許可後の必須事項、注意点について～



★ポイントは3つ★

使用の許可を受けると、

### ポイント①

工業用アルコールは、許可を取得している度数、種別のアルコールしか購入・使用できません。

→具体的には、【95度発酵】で許可を取得している場合は、【95度発酵】のアルコールしか購入・使用できません。  
異なる度数あるいは種別のアルコールを購入・使用したい場合は、事前に手続きが必要です。その場合はp2を参照してください。

(参考)アルコールは、製造許可事業者、輸入許可事業者、販売許可事業者から購入することができます。許可事業者は経済産業省ホームページで確認ができます。

<http://www.meti.go.jp/policy/alcohol/index.html>

### ポイント②

アルコールは許可されたとおりの方法にしか使えません。許可内容に変更が生じる場合、手続きを必要とする場合がありますので、あらかじめアルコール室にご相談ください。

→詳細はp2をご覧ください。

### ポイント③

加算額(酒税相当額)を含まないアルコールを購入できるのですから、当然、義務もあります。

許可後、必ずやっていただく事は以下の3点です。

1. 法定帳簿(アルコール使用簿)の作成、記帳
2. 業務報告書の提出
3. 立入検査の受検

(参考)加算額(酒税相当額)

95度 200ℓドラム缶190,000円、18ℓ一斗缶17,100円  
99度 200ℓドラム缶198,000円、18ℓ一斗缶17,820円

(お問い合わせ先) 北海道経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室  
〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目  
TEL 011-709-1797(直通) FAX 011-709-2566

## ポイント② (詳細)

アルコールは、許可されたとおりの方法にしか使えません。  
許可内容に変更が生じる場合、手続きを必要とする場合がありますので、あらかじめアルコール室にご相談ください。

主な変更事項及び手続きは以下のとおりです。

- ・ 許可されていない製品へアルコールを使用したい
- ・ 許可製品へのアルコール使用量を変更
- ・ アルコール使用製品の製造方法に変更
- ・ 新たな用途にアルコールを使用したい
- ・ アルコールの度数(90度～99度)を変更
- ・ アルコールの種別(発酵・合成)を変更

等

事前に許可を受けることが必要です。

- ・ 主たる事務所の所在地の変更
- ・ 使用施設及び貯蔵設備の所在地の変更
- ・ 事業開始の予定年月日の変更

事前に「変更届出書」等の提出が必要です。

- ・ 商号、名称、住所の変更
- ・ 代表者の氏名及び住所の変更
- ・ 製品名の変更
- ・ 一部製品の製造の廃止
- ・ 製造設備の変更、追加

等

事後、速やかに「変更届出書」等の提出が必要です。

- ・ アルコールを廃棄したい
- ・ アルコールを譲渡したい
- ・ 亡失や盗難があったとき
- ・ アルコール使用を廃止したい
- ・ 事業の譲渡、相続などによりアルコール使用を承継する

等



各種手続きが必要なのでアルコール室にご相談ください。



**許可を受けていない他の製品に使用したり、使用方法を無許可で変えると罰則の対象となります。**

違反すると許可が取消しになるだけでなく、最高で1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金となることがあります。